

(別紙)

平成 18 年 7 月 18 日

全 国 銀 行 協 会

平成 19 年度税制改正要望の骨子

1. 金融・資本市場の活性化と国際的な取引の推進のために

(1) 金融所得課税の一体化の推進

金融所得課税の一体化にあたっては、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、実務面における十分な検討を踏まえ、課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算を幅広く認めること。なお、公募株式投資信託の償還(解約)益については、他の公募株式投資信託の償還(解約)損や株式等の譲渡損との通算を早急に可能とすること。

納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、納税者、金融機関が受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入にあたっては十分な準備期間を設けること。

(2) 確定拠出年金税制の見直し

確定拠出年金の拠出限度額を引き上げるとともに、マッチング拠出を認めること。

退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

(3) 資産流動化関連税制の措置

S P C 等の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること。少なくとも、現行の不動産取得税等の軽減措置の適用期限(平成 19 年 3 月末)を延長すること。

(4) 非居住者等に対する公社債の非課税措置の拡充

非居住者等の受け取る国債以外の振替制度を利用した地方債等の公社債の利子について非課税措置を設けること。

(5) 東京オフィショア市場における源泉所得税免除措置の恒久化

東京オフィショア市場における源泉所得税免除措置を恒久化すること。

2. 適切な経営環境を確保するために

(1) 貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰戻還付制度等の拡充

貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大すること。

欠損金の繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間（現行1年間）の延長等を図ること。

(2) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除の繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を延長すること。

間接外国税額控除の対象を曾孫会社以下まで拡大すること。

(3) 銀行協会に係る非営利法人課税

法人税等の取扱いについて、銀行協会に現状の公益法人課税と同等の内容を適用すること。

3. 経済活性化と課税の適正化のために

(1) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充

住宅ローン利子の所得控除制度の創設を検討すること。

(2) 印紙税の軽減・簡素化

印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化すること。

(3) 登録免許税の軽減・簡素化

登録免許税の税率をその手数料的な性格から、低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること。

以 上